

### 国保・年金だより

#### ◆国民健康保険の切替はお済みですか？

国民健康保険に加入している方が職場の健康保険(社会保険等)に加入した場合は、ご本人またはその家族の方が保険年金係に届け出てください。

国民健康保険は、喪失手続きを行わないと加入継続となり、そのままにしておく社会保険料と国民健康保険料が重複し、二重に保険料(税)を払うこととなります。

また、職場の健康保険に加入している期間に国民健康保険の被保険者証を使用して医療機関で受診した場合、国民健康保険に加入して

いる方が職場の健康保険(社会保険等)に加入した場合は、ご本人またはその家族の方が保険年金係に届け出てください。

### 老人医療

#### ◆老人医療証の負担割合が変わります

8月の医療受給者証の更新で2割負担に該当した方は、老人保健法の改正により、10月1日から3割負担になります。

※3割負担になる方には、お送りした医療証の「一部負担金の割合欄」に「3割(平成18年9月30日までは2割)」と表示してあります。

#### ◆ご存知ですか

老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証

老人医療受給者証をお持ちで、市民税非課税世帯(同

合、国民健康保険で立替えた金額をご本人に返還していただくこともありますが、まだ切替えを行っていない方は早急に手続きをお願いいたします。

必要書類国民健康保険被保険者証、新しく加入した職場の健康保険証(被扶養者も含む)、国民健康保険税納税通知書、印鑑、身分確認できるもの(免許証等)

#### ◆58歳になられた方に年金加入記録をお知らせしています

社会保険庁では、58歳になられた方を対象に「年金加入記録のお知らせ」を58歳になられた月の2か月後に送付しています。

このお知らせは、年金を請求する前に過去の年金加入記録の全員の市民税非課税(税)の方は入院の際、市役所の窓口で申請すると、「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

これを医療機関の窓口で提示していただきますと、入院した時に窓口で支払う一部負担金と入院時の食事が減額されます。入院をする前に手続きにお越しください。



申請に必要なもの老人医療受給者証、健康保険証、認め印

※「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期間は毎年8月1日(ただし、9月1日以降の申

入記録を確認することにより、年金を請求する際にかかる期間を短縮するとともに、希望者には将来の年金見込額をお知らせすることによって、被保険者の方などの将来設計に役立てていただくことを目的としています。

希望された場合は、後日、社会保険業務センターから老齢基礎年金や老齢厚生年金の金額を記載した「年金見込額のお知らせ」が送付されます。

#### ◆高齢者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置があります

高齢者に係る住民税非課税措置の廃止により、低所得世帯の世帯員のうち一部が課税者になったが、課税者が合計所得金額125万円以下で、平成17年1月1日現在65歳以上の方のみの場合は、同一世帯内の非課税者

は、医療費が高額になったときの自己負担限度額、および入院時の食事代の標準負担額は、平成18年8月から2年間「低所得Ⅱ」を適用します。

請は、申請した月の1日(翌年7月31日)です。

#### ◆納税のお知らせ

市行政の大部分は、皆さんに納めていただいた税金を財源に運営されています。

また、口座振替でもまとめて払いができます。10月分から来年3月分までをまとめて払い(現金前納)すると、月々納めていた場合よりも、総額で680円の割引となります。

また、口座振替でもまとめて払いができます。10月分から来年3月分までをまとめて払い(現金前納)すると、月々納めていた場合よりも、総額で680円の割引となります。

及社会保険庁ホームページ(Url: www.sia.go.jp)の年金記録照会サービスで年金加入記録をご確認いただけますので、ご利用ください。

#### ◆国民年金保険料の納付にはお得な「前納制度」を

国民年金には、月々の保険料をまとめて払うことにより、保険料が割引になる前納制度があります。

例えば、10月分から来年3月分までをまとめて払い(現金前納)すると、月々納めていた場合よりも、総額で680円の割引となります。

また、口座振替でもまとめて払いができます。10月分から来年3月分までをまとめて払い(現金前納)すると、月々納めていた場合よりも、総額で680円の割引となります。

また、口座振替でもまとめて払いができます。10月分から来年3月分までをまとめて払い(現金前納)すると、月々納めていた場合よりも、総額で680円の割引となります。

#### ◆納税のお知らせ

市行政の大部分は、皆さんに納めていただいた税金を財源に運営されています。

また、口座振替でもまとめて払いができます。10月分から来年3月分までをまとめて払い(現金前納)すると、月々納めていた場合よりも、総額で680円の割引となります。

また、口座振替でもまとめて払いができます。10月分から来年3月分までをまとめて払い(現金前納)すると、月々納めていた場合よりも、総額で680円の割引となります。

## 社会福祉協議会

ひとりで悩まず、まず相談を

#### ①身近な法律相談

日時9月11日(月)午後2時～4時 場所福祉センター相談室 対象高齢者・障害者やその家族など 定員先着3人(予約制)

#### ②成年後見制度

司法書士が相談に応じます。日時9月14日(木)午後1時30分～4時 場所福祉センター相談室 対象高齢者・障害者やその家族など 定員先着4人(予約制)

※相談内容は秘密厳守、相談料は無料

申込み①、②とも9月4日(月)から(日曜を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に社会福祉協議会 ☎552・2121へ。

#### 介護者のためのリフレッシュ旅行(介護者の集い)

日時9月28日(木)午前9時～午後6時 内容豆腐会席と浅草散策の旅 対象市内で寝たきりや痴呆のある高齢者等を介護している家族

参加費2,000円 定員30人

申込み9月4日～13日(日曜を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に社会福祉協議会へ。

#### 福祉まつり2006～ほほえみフェスティバル～

ボランティアグループと地域とで盛り上げる、子どもからお年寄りまで楽しめるイベントです。日時10月1日(日)午前9時30分～午後2時30分

場所福祉センター 内容体験コーナー(車いす体験・アイマスク体験・疑似体験・手話体験・点字体験)・健康相談・模擬店・市民によるアトラクション

主催福祉まつり実行委員会 後援福生市・福生市教育委員会・福生ボランティア連絡協議会・社会福祉協議会

問合せ社会福祉協議会 ☎552・2121

#### 第8回福生市民福祉チャリティーゴルフ大会参加者募集!

期日10月27日(金) 場所立川国際カントリー倶楽部 定員240人 参加費2,000円(パーティ一代、賞品代) プレー費ビジター草花コース16,500円、奥多摩コース15,000円

奥多摩友の会12,000円(プレー費、施設使用料、キャディー費、昼食代、ロッカー費、カート代、利用税、消費税込) メンバー通常料金(食事なし) ※両コースともカート使用で、65歳以上の利用税の減免有(免許等証明書要)

主催福生市民福祉チャリティーゴルフ大会実行委員会

申込み10月13日(日曜・祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分までに、参加費を添えて直接、社会福祉協議会 ☎552・2121へ。

### 納税のお知らせ

市行政の大部分は、皆さんに納めていただいた税金を財源に運営されています。

また、口座振替でもまとめて払いができます。10月分から来年3月分までをまとめて払い(現金前納)すると、月々納めていた場合よりも、総額で680円の割引となります。

また、口座振替でもまとめて払いができます。10月分から来年3月分までをまとめて払い(現金前納)すると、月々納めていた場合よりも、総額で680円の割引となります。

成り立ちます。納期内納税にご協力をお願いします。◎今月は国民健康保険税(第2期)、介護保険料(第2期)の納期です。

#### ◆口座振替を利用されている方へ

指定の預金口座から10月2日(月)自動的に振替させていただきますので、残高不足にならないよう注意してください。

#### ◆納め忘れはありませんか?すでに納期が過ぎています

▼市・都民税第1期(6月30日)・第2期(8月31日) ▼固定資産税・都市計画税第1期(5月31日)・第2期(7月31日) ▼軽自動車税全期(5月31日) ▼国民健康保険税第1期(8月31日) ▼介護保

険料第1期(8月31日) 問合せ収納課 係

◆白梅シニア合唱教室 健康増進、仲間づくり、生きがいづくりにコーラス活動に参加してみませんか。日時9月5日(火)午前9時30分～11時30分以後隔週火曜日全8回 場所白梅会館 対象60歳前後からのシニア(関心のある方はどなたでも可) 内容懐かしい歌・思い出の曲から、仲間と一緒にステージで歌おう

講師山下やよい氏(指揮・ピアノ)

申込み公民館白梅分館 ☎553・3454

※なお、初回から参加できない場合、途中からの参加もできます。

♪